

第十二次鳥獣保護管理事業計画を変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第五項の規定により公表します。

なお、この計画書は、奈良県農林部農業水産振興課において縦覧に供します。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾